

令和8年度大阪府サービス管理責任者等基礎研修 募集要項

本研修は一般財団法人大阪府地域福祉推進財団が、大阪府から指定を受け(指定番号4)厚生労働省及びこども家庭庁の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 受講対象者

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

※平成30年度までに「サービス管理責任者等研修(分野別)」を受講した方は、本研修を受講する必要はありません。

※下表の実務経験年数に満たない場合は、申込書を受理できませんのでご注意ください。

ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

※ご自身の実務経験等の詳細については、各市町村の指定担当部局にお問い合わせください。

※大阪府外の事業所に配置予定の方もお申込みいただけますが、大阪府内への配置予定者を優先します。

【ご注意】

- ・当研修を受講し修了しても、すぐに1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することはできません。
- ・1人目のサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事するには、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程の2つの研修を修了後(どちらを先に修了されても構いません)、6カ月以上または2年以上の相談支援業務または直接支援業務を経験した後、サービス管理責任者等実践研修を修了し、従事に必要な実務経験を満たしている必要があります。
- ・業務の経歴期間については、4ページの9「受講決定における優先順位について」の注記(※)を参照してください。

(1) サービス管理責任者研修

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

※基礎研修受講には、国家資格等による業務に1年以上従事していることが必要です。

(2) 児童発達支援管理責任者研修

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務(社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる)	3年
国家資格等による業務に通算5年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務(国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可)	1年

※基礎研修受講には、国家資格等による業務に3年以上従事していることが必要です。

3 指定研修事業者

各指定研修事業者の募集期間及び研修期間は以下のとおりです

事業者名	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪府地域福祉推進財団 (指定番号4)	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号3)	全国介護事業者連盟 (指定番号5)
募集期間	令和8年4月1日～ 令和8年4月30日	令和8年6月10日(水)から 令和8年7月3日(金)まで ※今回募集	令和8年9月上旬～ 令和8年9月下旬	令和8年11月上旬～ 令和8年12月上旬
研修期間	令和8年7月10日～ 令和8年9月17日	令和8年9月24日(木)から 令和8年11月27日(金)まで	令和9年1月5日～ 令和9年2月19日	令和9年2月22日～ 令和9年4月11日

4 研修日時・場所

当研修は、全体講義(配信)並びに各日程別を実施する演習2日間です。

※全体講義は、講義映像をWeb配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境を準備してください。

※詳細は、受講決定時に送信するメールを確認してください。

※演習日程は事務局で決定し、上記のメールでお知らせします。(日程の指定はできません)

いずれの日程であっても出席が可能であることを前提に申し込んでください。

全体講義	日程別 演習1日目		日程別 演習2日目
定員 600名 (各日程60名)			
講義動画をWEB配信 【講義動画視聴期間】 令和8年9月24日(木) ～10月1日(木) ※7時間程度の講義視聴とレポート提出を課題とします。 ※上記配信期間を過ぎると視聴することができません。	A日程	令和8年10月15日(木)	令和8年10月16日(金)
	B日程	令和8年10月20日(火)	令和8年10月21日(水)
	C日程	令和8年10月22日(木)	令和8年10月23日(金)
	D日程	令和8年10月27日(火)	令和8年10月28日(水)
	E日程	令和8年10月29日(木)	令和8年10月30日(金)
	F日程	令和8年11月5日(木)	令和8年11月6日(金)
	G日程	令和8年11月10日(火)	令和8年11月11日(水)
	H日程	令和8年11月12日(木)	令和8年11月13日(金)
	I日程	令和8年11月17日(火)	令和8年11月18日(水)
	J日程	令和8年11月26日(木)	令和8年11月27日(金)
※時間は、演習両日ともに10:00～17:00を予定			

※実施日程/時間は予定です。変更する場合があります。

【会場】大阪府社会福祉会館 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
 <<大阪メトロ 谷町線/長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅4号出口 南へ約500m>>

5 受講料: 26,000円(非課税)

- ▶ 「振込先」、「振込方法」は、受講決定時にメールでお知らせします。
- ▶ 振込済みの受講料は、いかなる理由があっても返金できませんので注意してください。
- ▶ 領収証の発行はしていません。金融機関の「振込明細書」等をもって、領収証に代えることとします。
- ▶ 振込手数料は受講者負担にてお願いします。
- ▶ 振込先の間違いや金額違い・重複入金にご注意ください。

6 研修の修了及び修了証書の交付

▽修了証書の交付には、以下の項目を全て満たす必要があります。

- *Web 配信による全体講義の視聴と視聴後のレポート提出(演習初日に持参)
- *事前課題の提出(演習初日に持参)
- *2日間の演習を全て受講

▽演習当日は受講者の本人確認をするため、顔写真付きの証明書(運転免許証等)を持参してください。

万一、本人であることが確認できない場合は、修了証書を発行できない場合があります。

※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合、演習前の事前課題の提出がない場合は欠席とみなします。

また、受講態度が著しく不良(居眠り、携帯電話・タブレット等の使用など)の場合も欠席とみなし修了証書は交付できません。

※その他、受講申込書に虚偽の内容を記載して受講した場合については、遡って研修の修了を取り消す場合があります。

7 申込み方法・受付について

- (1)「学則」「募集要項」を確認のうえ、「推薦書」を当財団ホームページよりダウンロードして必要事項を記入
サービス管理責任者等として配置予定事業所からの推薦(受講推薦がない方は推薦欄以外記入)
※「推薦書」は、記入後の用紙をPDFやJPEG等にデータ化してください

- (2)当財団ホームページの「申込フォーム」に必要事項を入力・データ送信
※推薦書を、申込フォームにデータ添付(推薦がない方も同様)
※入力もれや添付書類に不備があった場合は、申込受付ができません。

受付締切日時：令和8年7月3日(金) 16:30

【研修に関する問い合わせ】

TEL：06-4304-3031 FAX：06-4304-2941

一般財団法人大阪府地域福祉推進財団(ファイン財団)『サービス管理責任者等研修事務局』

※本研修は先着順ではありません。

※申込期日を過ぎた場合の受付は一切できません。

※申込時に入手した個人情報、本研修の目的以外には使用しません。

8 受講決定及び通知について

・受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づき、上位から順番に優先順位をつけて受講決定します。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を受講決定します。

・受講者選考は、受講申込者が事業所に従事する状況に基づき決定するものです。

「従事する予定の事業所について」の欄は必ず従事予定の事業所に状況を確認のうえ、申込フォームに入力してください。

・法人・事業所等代表者は「申込フォーム」の記載内容を確認のうえ、「推薦書」に記入し、法人(会社)または事業所印を押印のうえ、「申込フォーム」にデータを添付し提出してください。

※推薦が得られない方は、推薦書の推薦欄以外を記入してください。

※受講決定については、メールでお知らせします。電話やメールでの問い合わせについては一切お答えできませんのでご了承ください。

※受講の可否については、7月23日(木)までに申込フォームに入力したメールアドレスに通知する予定です。

(必ず本人が受信確認のできるメールアドレスを指定してください)

9 受講決定における優先順位について

※大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領の要領 別紙2より抜粋

- ① 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた事業所に配置されている又は配置される予定者として指定権者に変更届出書等を提出し、受理された者
- ② 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるサービス管理責任者等が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所等において当該サービス管理責任者等に加えて、当該年度に基礎研修を修了する者を配置することにより当該年度及び翌年度の人員基準を満たす者
- ③ 当該年度の基礎研修を修了後、6ヶ月以上又は2年以上の相談支援業務又は直接支援業務に従事し、実践研修修了後に1人目のサービス管理責任者等として開設を予定している事業所又は既存の事業所に配置予定の者のうち配置予定年度が早い者（令和5年度以降の落選回数を加味する。）
- ④ サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格者を用意しようとする者
- ⑤ 上記以外で、申込時点では配置未定であるが大阪府内に所在する事業所への配置を検討している者等、受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

優先順位の考え方としては、

- ① 指定権者に変更届出書等を提出し、受理されている者
- ② 基礎研修修了後、既に1人目サービス管理責任者等が配置されている事業所等に人員基準を満たすため、2人目以降のサービス管理責任者等として当該年度及び翌年度に配置予定の者
- ③ 基礎研修修了後、1人目のサービス管理責任者等として実践研修修了後に配置予定の者のうち、配置予定年度が早い者
- ④ 交代要員
- ⑤ その他

※令和5年6月30日付け、こども家庭庁支援局及び厚生労働省社会・援護局発の事務連絡「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」に記載の「1 実践研修の受講に必要な実務経験について」に該当する場合に、例外的に6ヵ月以上となります。

(注) 受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。